触る制度で農業者年金

あなたの老後生活への備えは十分ですか? 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

国民年金 第1号 被保険者

年间 60日以上 農業に従事

60歳未満

3つの要件に該当すれば、どなたでも加入できます



★少子高齢化時代に強い

加入者が積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まる積立方式の拠出型年金です。加入者や受給者の数に左右されません。

★終身年金 80歳までの死亡一時金あり

年金は生涯受け取ることができます。80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずだった、農業者老齢年金額の現在価値相当額が死亡一時金(非課税)としてご遺族に支給されます。

★税制面で大きな優遇

支払った保険料の全額(最高一人あたり年間80万4千円)が社会保険料控除の対象になります。支払われる年金にも、公的年金等控除が適用されます。

★保険額は自由に選べ、いつでも変更可能

必要とする年金額の目標に合わせ、月額2万円から6万7千円まで千円単位で 自由に選択できます。また経営状況や家計に合わせて保険料の変更も可能です。

★農業の担い手には保険料補助

一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保険料の2割、3割、5割の補助が 受けられます。(この場合、保険料は月額2万円に固定されます)

★奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。また家族協定を結ぶと、補助が受けられます。(一定の要件があります。)

《詳しい内容やご相談は、農業委員会事務局・各分室または農協の各支所までお願いします。》